

広島市条例第25号

令和7年3月28日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第10条の6の6中「24万円」を「26万円」に改める。

第14条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条の6、第10条の6の6、第14条及び第14条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。